

# 産業環境委員会情報連絡

令和5年6月29日


情報連絡事項	頁
(1) 環境学習ツアー（宿泊・日帰り）の実施について . . . . .	2
(2) 「あだちの水辺調査隊in六木水の森公園」の実施について . . . . .	2
(3) 「セミの羽化観察会」の実施について . . . . .	3
(4) 「地球にやさしいひとのまち」ポスターコンクールの実施について . . . . .	3
(5) 「あだち生きもの図鑑をつくろう！2023春編」の実施結果について . . . . .	4
(6) 足立区公共建築物等における木材利用方針の改正について . . . . .	5
(7) 遺品整理・生前整理における支援事業の実施状況について . . . . .	11
(8) アスベスト講習会参加事業者へのアンケート結果について . . . . .	12

(環 境 部)

# 産業環境委員会情報連絡一覧表

令和5年6月29日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<b>1 環境学習ツアー(宿泊・日帰り)の実施について</b>  所管課 【環境政策課】	<b>1 目的</b> 区外での自然観察や森林体験、生きものと出会う機会を通して、生物多様性の理解を深め、友好自治体との交流を図る。  <b>2 内容</b> 自然発見トレッキング、ゲンジボタル観察、クラフト体験など  <b>3 対象</b> 区内在住の小学生とその保護者  <b>4 定員</b> 宿泊：45人 日帰り：40人 ※ それぞれ10名は子どもの未来応援枠とする。  <b>5 参加費用(予定)</b> 宿泊：12,000円(大人) 10,000円(小学生) 日帰り：無料 ※ 宿泊についても、子どもの未来応援枠は無料。	<b>1 実施日(予定)</b> 宿泊：8月5日(土)～6日(日) 日帰り：11月19日(日)  <b>2 実施場所</b> 宿泊：長野県山ノ内町(志賀高原ユネスコエコパーク内) 日帰り：栃木県鹿沼市	区広報紙 ホームページ SNS
<b>2 「あだちの水辺調査隊 in 六木水の森公園」の実施について</b>  所管課 【環境政策課】	<b>1 目的</b> 足立区の水辺の生きものを調査・観察する機会を提供し、環境による生きものの違いを体験してもらう。  <b>2 対象</b> 小学生とその保護者  <b>3 定員</b> 各15人 ※ 計30人	<b>1 実施日</b> 6月25日(日) 午前・午後の2回開催  <b>2 実施場所</b> 六木水の森公園 水車広場	区広報紙 ホームページ SNS 実施場所周辺の小学校へチラシ配付

<p><b>3 「セミの羽化観察会」の実施について</b></p> <p>所管課 【環境政策課】</p>	<p><b>1 目的</b> 身近な生きものの生態を調査・観察する機会を提供し、自然についての関心を高めてもらうきっかけとする。</p> <p><b>2 対象</b> 小学生とその保護者</p> <p><b>3 定員</b> 各15人 ※ 計90人</p>	<p><b>1 実施日（予定）</b> 8月4日（金）および8月5日（土） ※ いずれも、1日3回開催</p> <p><b>2 実施場所</b> 佐野いこいの森</p>	<p>区広報紙 ホームページ SNS 実施場所周辺の小学校へチラシ配付</p>
<p><b>4 「地球にやさしいひとのまち」ポスターコンクールの実施について</b></p> <p>所管課 【環境政策課】</p>	<p><b>1 目的</b> 環境に関するポスターの作成を通じて、地球にやさしい環境行動を実践する人を増やし、将来安心して暮らせる豊かな環境をつくる。</p> <p><b>2 テーマ</b>  私の簡単エコ活動</p> <p><b>3 応募対象</b> 区内在住、在勤、在学の方</p> <p><b>4 応募区分</b> (1) 小学生部門 (2) 中学生部門 (3) 一般部門</p> <p><b>5 応募形式</b> 手書き（四つ切画用紙）又はパソコン（B3サイズ）で作成したもの</p> <p><b>6 応募方法</b> (1) 小・中学校に設置している応募ボックスに入れる（小・中学生のみ） (2) 所管課に郵送または持参 (3) 区ホームページのオンライン申請システムから応募</p>	<p><b>1 応募期限</b> 令和5年10月13日（金）</p>	<p>区広報紙 ホームページ SNS 募集案内</p>

	<p><b>7 入賞者の決定等</b> 審査会を11月に実施し、入賞者を決定する予定。入賞者には景品を贈呈し、入賞作品を展示。</p>		
<p><b>5 「あだち生きもの図鑑をつくろう!2023春編」の実施結果について</b></p> <p>所管課 【環境政策課】</p>	<p><b>1 目的</b> 身近な生きものとふれあい、生きものに興味を持つきっかけを提供し、生物多様性の普及啓発や保全につなげる。</p> <p><b>2 投稿者数</b> 778人 ※ 昨年同時期より194人増 (2022春編 584人)</p> <p><b>3 投稿件数</b> 9,635件 ※ 昨年同時期より5,445件増 (2022春編 4,190件)</p> <p><b>4 発見種数</b> 1,647種 ※ 昨年同時期より634種増 (2022春編 1,013種)</p> <p><b>5 今後の方針等</b> (1) 千本桜まつりでのPR等が参加者増につながった。 (2) 投稿内容を精査し、「足立区だけの生きもの図鑑2023春編」を作成し、公開する。 (3) 夏編の実施に向けた準備を進める。</p>	<p><b>1 開催日時</b> 4月1日(土)～ 5月10日(水)</p> <p><b>2 開催場所</b> 足立区全域</p>	

# 産業環境委員会情報連絡

令和5年6月29日

件名	足立区公共建築物等における木材利用方針の改正について						
所管部課名	環境部環境政策課						
内容	<p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、公共建築物等の更なる木材利用を促進し、国産材の利用を促すため、「足立区公共建築物等における木材利用方針」を改正したので、以下のとおり情報連絡する。</p> <p><b>1 改正理由</b></p> <p>(1) 法第12条（市町村方針）に基づき、都道府県方針（「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針」）に即した改正が必要となるため。</p> <p>(2) 東京都が令和4年8月に「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針」について、多摩産材並びに国産木材の積極的な使用を促す内容に改正したため。</p> <p><b>2 主な改正点【別紙1新旧対照表 参照】</b></p> <table border="1" data-bbox="367 1198 1425 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 1198 853 1249">改正前</th> <th data-bbox="853 1198 1425 1249">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 1249 853 1518">① 公共建築物の建築等への積極的な木材の使用、木造化、木質化をはかる。</td> <td data-bbox="853 1249 1425 1518">① 公共建築物の建築等への積極的な <u>国産</u> 木材の使用、木造化、木質化をはかる <u>とともに木製品の使用に努める。また、什器等の備品についても木材を利用したものを調達するよう努める。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1518 853 1753">② 公共建築物の木造化、木質化にあたり友好都市で育成・生産された木材を優先的に使用する。</td> <td data-bbox="853 1518 1425 1753">② 公共建築物の木造化、木質化 <u>及び木製品の使用にあたり、友好都市で育成・生産された木材のほか、多摩産材等都内で育成・生産された木材の使用に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 改正日</b> 令和5年4月1日</p> <p><b>4 今後の方針</b> 本利用方針に基づいた木材の利用を積極的に促していく。</p>	改正前	改正後	① 公共建築物の建築等への積極的な木材の使用、木造化、木質化をはかる。	① 公共建築物の建築等への積極的な <u>国産</u> 木材の使用、木造化、木質化をはかる <u>とともに木製品の使用に努める。また、什器等の備品についても木材を利用したものを調達するよう努める。</u>	② 公共建築物の木造化、木質化にあたり友好都市で育成・生産された木材を優先的に使用する。	② 公共建築物の木造化、木質化 <u>及び木製品の使用にあたり、友好都市で育成・生産された木材のほか、多摩産材等都内で育成・生産された木材の使用に努める。</u>
改正前	改正後						
① 公共建築物の建築等への積極的な木材の使用、木造化、木質化をはかる。	① 公共建築物の建築等への積極的な <u>国産</u> 木材の使用、木造化、木質化をはかる <u>とともに木製品の使用に努める。また、什器等の備品についても木材を利用したものを調達するよう努める。</u>						
② 公共建築物の木造化、木質化にあたり友好都市で育成・生産された木材を優先的に使用する。	② 公共建築物の木造化、木質化 <u>及び木製品の使用にあたり、友好都市で育成・生産された木材のほか、多摩産材等都内で育成・生産された木材の使用に努める。</u>						

## 足立区公共建築物等における木材利用推進方針 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区公共建築物等における木材利用推進方針</p> <p>1 目的</p> <p>この方針は、足立区内の公共建築物等の整備における積極的な木材利用を推進するため、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）</u>に基づき、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）</u>に即して、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 <u>木材利用の意義</u></p> <p><u>木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このため、木材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等に貢献することが期待される。</u></p>	<p>○足立区公共建築物等における木材利用推進方針</p> <p>1 目的</p> <p>この方針は、足立区内の建築物等の整備における<u>国産木材の積極的な木材利用</u>を推進するため、<u>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定</u>に基づき、<u>「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」</u>に即して、<u>区が整備する公共建築物等における木材利用の推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>用語</u></p> <p><u>本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。</u></p> <p><u>（2）公共建築物 区が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう（区の委託により管理される建築物を含む。）。また、区が助成して整備した公共の用又は公用に供する建築物をいう。</u></p> <p><u>（3）建築 新築、増築、改築又は改修をいう。</u></p> <p><u>（4）木造化 公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は</u></p>

改正前	改正後
<p>3 用語の定義</p> <p>(1) <u>公共建築物 足立区（以下「区」という。）が管理を行う建築物（区の委託により管理される建築物を含む。）をいう。</u></p> <p>(2) <u>建築 新築、増築、改築又は改修をいう。</u></p> <p>(3) <u>木造化 公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。</u></p> <p>(4) <u>木質化 公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。</u></p> <p>(5) <u>公共工作物 区が事業主体となり施行する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。</u></p> <p>(6) <u>友好都市 新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市をいう。</u></p>	<p><u>一部に木材を使用することをいう。</u></p> <p>(5) <u>木質化 公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。</u></p> <p>(6) <u>公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。</u></p> <p>(7) <u>友好都市 新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市をいう。</u></p> <p>3 木材利用の意義</p> <p><u>森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能を通じて、国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っている。この森林の機能を高度に発揮させるためには、伐つて、植えて、育てるという森林の循環に加え、木材の利用が不可欠である。また、木材は、製造・加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。加えて、木材は断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人の心を和ませる効果などの特性も有しており、建築物に利用することで快適な生活空間を創出する。</u></p> <p><u>こうしたことから、公共建築物等における木造化、木質化及び木製品の使用による木材利用を促進し、国産木材の利用拡大を図ることにより森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献する。</u></p>

改正前	改正後
<p>4 基本的事項</p> <p>区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 公共建築物における木材利用の目標</p> <p>公共建築物の建築等に当たっては、施設の特徴を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木造化、<u>木質化をはかる。</u>ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。</p> <p>ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合</p> <p>イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認められる場合</p> <p>ウ その他、<u>木造化及び木質化が困難と認められる場合</u></p> <p>(2) 公共工作物における木材利用の目標</p> <p>公共工作物の整備に当たっては、<u>木材及び木材</u>を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。</p> <p>ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して<u>木材の利用</u>が困難と認められる場合</p> <p>イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合</p> <p>(3) 優先して使用する木材</p>	<p>4 基本的事項</p> <p>区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 公共建築物における木材利用の目標</p> <p>公共建築物の建築等に当たっては、施設の特徴を踏まえて積極的に<u>国産</u>木材を使用し、<u>建築物の木造化、木質化をはかるとともに、木製品の使用に努める。また什器等の備品についても、木材を利用したものを調達するよう努める。</u>ただし、次に掲げる場合にはこれを適用しない。</p> <p>ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合</p> <p>イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材利用が困難と認められる場合</p> <p>ウ その他、<u>木造化、木質化及び木製品の使用が困難と認められる場合</u></p> <p>(2) 公共工作物における木材利用の目標</p> <p>公共工作物の整備に<u>あ</u>たっては、<u>国産木材及び国産木材</u>を活用した木製品を積極的に使用する<u>よう努める。</u>ただし、次に掲げる場合にはこれを適用しない。</p> <p>ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して<u>木材利用</u>が困難と認められる場合</p> <p>イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合</p> <p>(3) 優先して使用する木材</p>



改正前	改正後
<p>公共建築物等の<u>木造化又は木質化に当たっては、次の木材を優先的に使用する。</u></p> <p>ア 友好都市で育成し、生産された木材を優先して使用する。</p> <p>イ <u>アの木材が調達できない場合は、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）や災害時における相互援助に関する協定書を締結している自治体及び東京都内で育成し、生産された木材を使用する。</u></p> <p>(4) コスト面等で考慮すべき事項</p> <p>公共建築物等の整備において<u>木材</u>を利用するに<u>当たっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。</u></p> <p>5 木材供給体制の確保</p> <p>区は、友好都市等と相互に連携し、木材の利用・供給に関する<u>情報の共有化を行い、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制が確保されるよう努める。</u></p> <p>6 木材利用の啓発及び普及の推進</p> <p>区は、公共建築物等の木造化、木質化の<u>推進に当たっては、木材の持つ良さ</u></p>	<p>公共建築物等の<u>木造化、木質化及び木製品の使用にあたっては、次の国産木材の優先的な利用促進に努める。</u></p> <p>ア 友好都市で育成し、生産された木材</p> <p>イ <u>多摩産材等東京都内で育成及び生産された木材</u></p> <p>ウ <u>ア、イの木材が調達できない場合は、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）や災害時における相互援助に関する協定書を締結している自治体で育成し、生産された木材を使用する。</u></p> <p>(4) コスト面等で考慮すべき事項</p> <p>公共建築物等の整備において<u>国産木材</u>を利用するに<u>あたっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや国産木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、国産木材の利用に努めるものとする。</u></p> <p>5 木材供給体制の確保</p> <p>区は、友好都市等と相互に連携し、木材の利用・供給に関する<u>情報を共有することで、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制の確保に努める。</u></p> <p>6 木材利用の<u>普及啓発の推進</u></p> <p>区は、公共建築物等の木造化、木質化<u>及び木製品の使用にあたって、木材の</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="168 225 1003 256">や木材利用の意義について、区民に対し<u>啓発及び普及</u>の推進に努める。</p> <p data-bbox="143 341 203 373">附則</p> <p data-bbox="143 400 712 432">この方針は、平成28年6月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1158 225 2047 256">持つ良さや木材利用の意義について、区民に対し<u>普及啓発</u>の推進に努める。</p> <p data-bbox="1131 341 1191 373">附則</p> <p data-bbox="1131 400 1700 432">この方針は、平成28年6月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1131 459 1688 491"><u>この方針は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

# 産業環境委員会情報連絡

令和5年6月29日

件名	<b>遺品整理・生前整理における支援事業の実施状況について</b>									
所管部課名	環境部足立清掃事務所									
内容	<p>年々高齢・独居化が進む中、需要が高まっている遺品整理等を支援するため、令和3年12月から一般財団法人遺品整理士認定協会と連携し取り組んでいる。令和4年度の実施状況について、以下のとおり情報連絡する。</p> <p><b>1 遺品整理等支援事業の実施件数</b></p> <div data-bbox="400 833 1418 1308" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>遺品整理等支援事業の実施件数</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺品整理</td> <td>16</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>生前整理</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 遺品整理 ■ 生前整理</p> </div> <p>※ 見積額は、概ね15～20万円（臨時ごみ・粗大ごみ実費含む）。</p> <p>※ 区の役割（見積立会い、臨時ごみの収集）と事業者の役割（屋内の分別、ごみの運び出し）、見積額の内訳を明確に説明しているため、これまでに依頼者からの苦情等はない。</p> <p><b>2 依頼者からの主な声</b></p> <p>(1) 遺品整理の依頼者のほとんどが遠方に住んでいるため、親族で片づけることが難しく、助かった。</p> <p>(2) 部屋の片付けなどを事業者に依頼したいが、悪質な業者に騙され、高額な費用を請求されないか不安で躊躇していた。</p> <p>(3) 足立清掃事務所が窓口となり見積りに立ち会ってくれて、安心して任せられた。</p> <p><b>3 今後の方針</b></p> <p>引き続き、実際の見積作業に足立清掃事務所が立ち合い、収集運搬までの一連の作業を丁寧に完了させていく。</p>		令和3年度	令和4年度	遺品整理	16	65	生前整理	8	8
	令和3年度	令和4年度								
遺品整理	16	65								
生前整理	8	8								

# 産業環境委員会情報連絡

令和5年6月29日

件名	アスベスト講習会参加事業者へのアンケート結果について																																						
所管部課名	環境部生活環境保全課																																						
内容	<p>令和5年10月から、大気汚染防止法の改正により、解体・改修工事の際のアスベスト調査を有資格者が行うことが義務付けられる。</p> <p>令和4年度に区内施工業者を対象に開催した「アスベスト事前調査資格取得講習会」（以下、「講習会」という。）に参加した事業者に行ったアンケートの結果について情報連絡する。</p> <p>なお、講習会助成金の利用率は100%（182人）であった。</p> <p><b>1 アンケートの結果</b> 別紙のとおり</p> <p><b>2 令和4年度の開催結果</b> (1) 受講人数等 以下のとおり、講習会を開催し、171人が資格を取得した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日程</th> <th>予定人数</th> <th>受講人数</th> <th>資格取得者 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>令和4年12月20日～21日</td> <td>40人</td> <td>33人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>令和5年1月26日～27日</td> <td>40人</td> <td>35人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>2月14日～15日</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>2月16日～17日</td> <td>40人</td> <td>36人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>5回目</td> <td>3月16日～17日</td> <td>40人</td> <td>38人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>182人</td> <td>171人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 修了試験で60%以上の正解で資格取得 ※ 合格しなかった者は、別途、同じ講習会社の再試験を受けることができる。</p> <p>(2) 助成金 受講者182人に対し、受講費用の2分の1を助成した。 助成総額5,005,000円（55,000円(講習費用)×1/2×182人）</p> <p><b>3 今後の予定</b> 今回のアンケート結果を踏まえ、令和5年度は講習会を継続する。</p>					日程	予定人数	受講人数	資格取得者 ※	1回目	令和4年12月20日～21日	40人	33人	32人	2回目	令和5年1月26日～27日	40人	35人	34人	3回目	2月14日～15日	40人	40人	37人	4回目	2月16日～17日	40人	36人	32人	5回目	3月16日～17日	40人	38人	36人		合計		182人	171人
		日程	予定人数	受講人数	資格取得者 ※																																		
1回目	令和4年12月20日～21日	40人	33人	32人																																			
2回目	令和5年1月26日～27日	40人	35人	34人																																			
3回目	2月14日～15日	40人	40人	37人																																			
4回目	2月16日～17日	40人	36人	32人																																			
5回目	3月16日～17日	40人	38人	36人																																			
	合計		182人	171人																																			

## アスベスト事前調査資格講習会に関するアンケート結果

1 アンケートの対象 講習会に参加した事業者

2 回答数 147社

### 3 アンケートの結果

(1) 講習の動機（複数回答可）

問 講習を受けた動機を教えてください

回答内容	回答割合
区から案内が届いたから	61%
助成金が出るから	46%
法令改正で有資格者が必要になるから	61%

【考察】 区から案内が送付され、助成金の案内により、受講の動機付けにつながった。

(2) 主に工事をする地域

問 御社は解体・改修工事を主にどこで行っていますか

回答内容	回答割合
足立区内	16%
東京都内	41%
関東圏	36%
全国	5%

(3) 解体・改修工事の件数（年間）

問 御社が元請となる解体・改修工事は、毎年平均何件ぐらいありますか

回答内容	回答割合
5件未満	50%
5～10件	25%
10～50件	20%
50件以上	4%

(4) 上記のうちアスベスト使用されていた件数（年間）

**問** 上記のうちアスベストが使用されていたものは毎年平均何件ぐらいありましたか

回答内容	回答割合
5件未満	84%
5～10件	10%
10～50件	4%
50件以上	1%

**【考察】** アスベストを使用されている建物の解体等を行っている件数が5件／年未満と少ない事業者がほとんどだが、調査の資格取得に積極的であることが分かった。

(5) 今後の同種研修の開催希望

**問** 今後も継続して、区による講習会を開催してほしいですか

回答内容	回答割合
令和5年10月以降も希望	80%
令和5年10月まで	16%
今後の開催不要	2%

(6) 同種研修の受講希望人数

**問** 今後も区による講習会を開催する場合、御社で受講を希望する方は何名ぐらいいますか

累計129人（40社合計）、希望人数未定81社

**【考察】** 令和5年10月の有資格者義務化以降についても開催希望が多い。

また、すでに受講した事業者のみで、200名以上の受講希望者が期待されるため、区共催の講習を継続する必要性が高いと思われる。

(7) 講習への意見（複数回答可）

**問** 講習会全般に関するご意見を教えてください

回答内容	回答割合
受講できる機会を探していたのでよかった	76%
区内での開催は便利で受講しやすい	78%
事前調査の方法がよく分かった	34%